

香川県相談支援専門員等の安全確保に係る費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 香川県（以下「県」という。）は、利用者宅等へ訪問し計画相談支援等を行う事業者が、利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数訪問を行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。なお、補助金の交付に関しては、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力行為等 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等をいう。
- (2) 利用者 別表1第1欄に定める障害福祉サービス等を受けている児者をいう。
- (3) 利用者等 利用者又はその家族及び同居人等をいう。
- (4) 相談支援専門員等 別表1第2欄に定める「相談支援専門員」、「居宅介護従業者」、「重度訪問介護従業者」及び「行動援護従業者」をいう。
- (5) 訪問者 利用者宅等を訪問し、別表1第1欄に定める障害福祉サービス等の提供及び実施する相談支援専門員等をいう。
- (6) 同行者 利用者等の暴力行為等に対応することにより訪問者の安全を確保することを主たる目的として、訪問者とともに利用者宅等を訪問する者をいう。なお、以下のいずれかに該当する場合は、同行者に含まない。
 - イ 同行者が訪問者と異なる障害福祉サービス等の提供等を主たる目的として同行する場合
 - ロ 同行者が訪問者と同一の障害福祉サービス等の提供等を主たる目的として同行する場合のうち、以下のいずれかに該当する場合
 - i) 居宅介護において2人の居宅介護従事者による居宅介護に係る報酬を算定する場合
 - ii) 居宅介護においてサービス提供責任者が同行することにより初回加算を算定する場合
 - iii) 重度訪問介護において2人の重度訪問介護従事者による重度訪問介護に係る報酬を算定する場合
 - iv) 重度訪問介護においてサービス提供責任者が同行することにより初回加算を算定する場合
 - v) 行動援護において2人の行動援護従事者による行動援護に係る報酬を算定する場合
 - vi) 行動援護においてサービス提供責任者が同行することにより初回加算を算定する場合
- (7) 複数訪問 訪問者が計画相談支援等を提供するにあたり、利用者等の暴力行為等に対応するため、同行者とともに複数名で利用者宅等を訪問することをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、香川県内で障害福祉サービス（別表1第1欄に定めるサービス等種別に限る）を営む法人のうち、香川県の県税に滞納がない法人で、次条に規定する補助対象事業を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（補助対象事業）

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、複数訪問を行うための事業であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- （1） 利用者等による暴力行為等から訪問者及び同行者の安全を確保するため、複数訪問が必要であると、利用者の居住地の市町長が認めていること。
- （2） 同行者が国又は地方公共団体の職員ではないこと。
- （3） 訪問先が共同生活援助事業所又は福祉ホームのいずれかに該当しないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に係る経費であって、国や他の地方公共団体等から類似の補助金等の交付を受けていないものに限る。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表1第3欄に定める補助基準額及び第5欄に定める補助率を、訪問回数に乗じて得た額とする。ただし、県予算を上回る額の交付申請があった場合は、別途制限を設けて調整する場合がある。

2 補助の対象となる複数訪問回数の上限は、別表1第4欄のとおりとする。

（補助対象時期）

第7条 補助金の交付決定の時期にかかわらず、原則として交付申請のあった日からその属する年度の2月末日までとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1-1号）に次に掲げるすべての書類等を添えて、県が別に定める提出期日までに、県が定める方法により提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第1-2号）
- （2） 市町長同意書（様式第1-3号）
- （3） 県税の納税証明書（滞納がないことの証明）
- （4） 第10条第3号の暴力団排除等に関する誓約書（様式第2号）
- （5） その他知事が必要と認める書類

2 申請は、法人単位で行うものとする。

（補助金の交付決定）

第9条 知事は、申請者から前条の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金交付決定通知書又は変更交付決定通知書により補助金の交付を決定（第11条第2項の変更等の場合を含む。）し、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第10条 前条の補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- （1） この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- （3） 補助対象事業者は、暴力団排除等に関する誓約書（様式第2号）について補助金の交付申請前に確認しなければならない。
- （4） 補助対象事業者は、知事から、補助対象事業の執行状況に関し、書類の提出、閲覧の求め、若しくは実地検査等の要請があったときは、いつでもこれに協力し、又はいつでも閲覧に供せるよう、当該書類を保存しておかなければならない。また、事業者は、知事から補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければならない。
- （5） 補助対象事業者が、（1）から（4）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

（補助事業の変更等）

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式第3号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（実績報告）

第12条 第9条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第8条第1号の事業計画書（様式第1－2号）において知事の承認を受けた複数訪問が完了したときは、複数訪問が完了した月の翌月10日又は複数訪問が完了した月の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

（1） 事業実績内訳書

（2） 同行者が複数訪問を行ったことが分かる書類（これと同等であると知事が認めるものを含む。）

（3） その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第13条 知事は、前条の規定により提出された報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、香川県相談支援専門員等の安全確保に係る費用補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 前条第2項の通知を受けた補助事業者は、香川県相談支援専門員等の安全確保に係る費用補助金請求書（様式第5号により、知事に補助金を請求するものとする。

2 知事は、正当な請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年11月1日から施行する。

別表 1（第 2 条、第 3 条、第 6 条関係）

第 1	サービス等 種別	・ 一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援） ・ 特定相談支援（計画相談支援、障害児相談支援） ・ 地域生活支援事業（障害者相談支援事業、基幹相談支援センター）により実施される相談支援	・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護
第 2	訪問者	相談支援専門員	居宅介護従業者、重度訪問介護従業者、行動援護従業者（利用者に対し、第 1 欄のサービスを提供する者）
第 3	補助基準額	5,000円／月	1,630円／回
第 4	補助上限 （訪問回数）	1 回／月	4 回／月
第 5	補助率	10／10	10／10